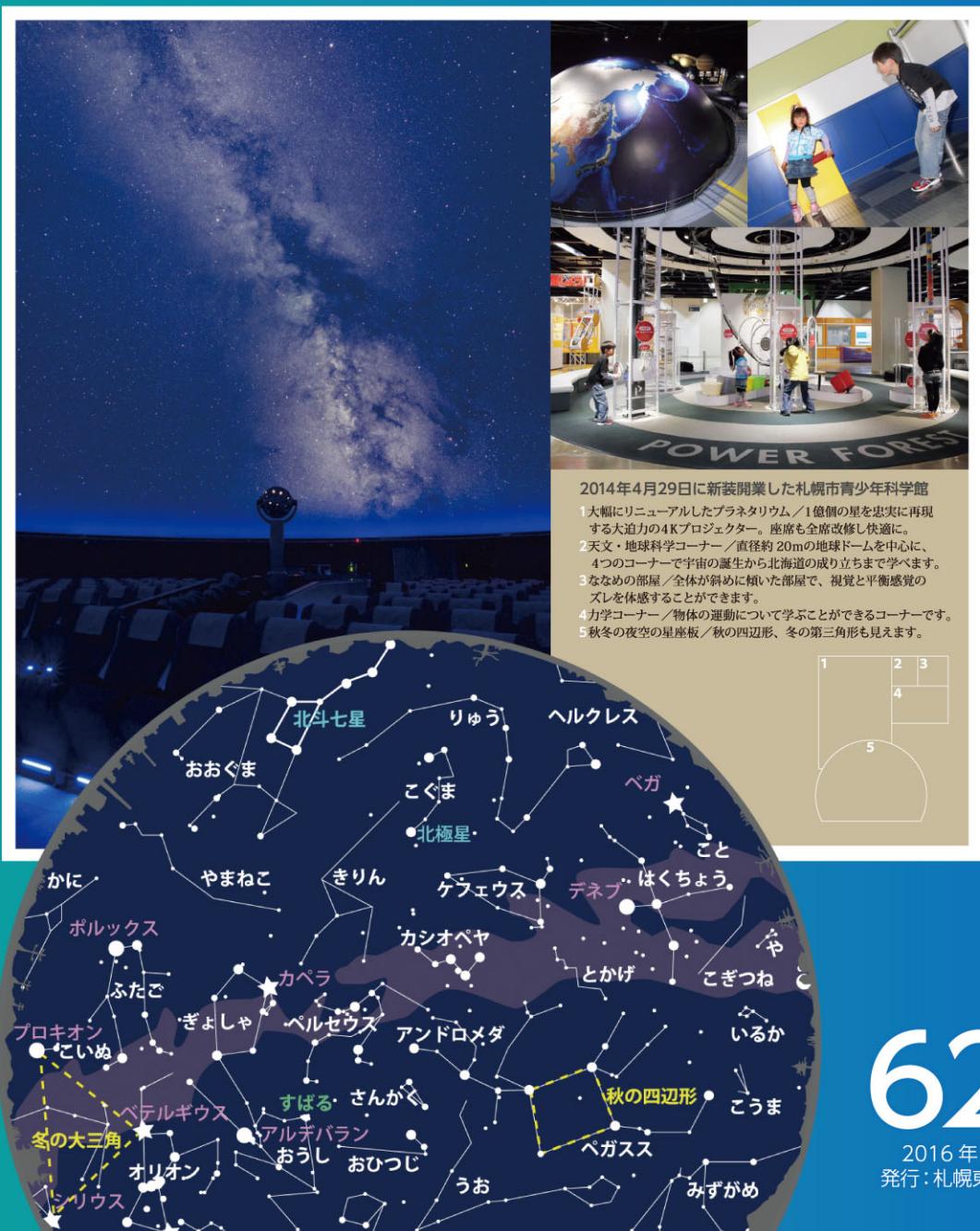


萬年青

公益社団法人 札幌東法人会広報誌 萬年青(おもと)



62号

2016年11月
発行:札幌東法人会

公益社団法人
札幌東法人会

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/sapporohigashi/>

がんばろう
日本

法人会
消費税期限内納付
推進運動

地域の はじまり物語

厚別編

明治15年、札幌と幌内炭鉱間に
鉄道が開通し、長野県（信濃）から
移住した開拓民によって開墾。
厚別開拓の魂が信濃神社に。

信濃神社の創祀は、明治16年ころになります。現在のJR厚別駅付近に入植した長野県出身者たちが、三里川と厚別川の堤防近くの線路沿いの地に小さな祠を建て建御名方富命（文武の神・雨水の神）を祭ったのが始まりでした。

厚別開拓の祖と言われる河西由造らは、長野県の各地から当地に入植した人々が心を合せて開拓に励むため、故郷信濃（長野県の旧国名）で最も崇敬されている諏訪大社の御分霊を奉遷して地域の精神の拠所としたのでした。

しかしこの地が厚別川の氾濫などで流されそうになつたため、現在地に移転、明治30年に本殿が落成しました。その後昭和53年に建て替えられ現在に至っています（旧社殿は北海道開拓の村に保存）。このように大切に守られた「信州（信濃の通称）人」としての団結心、独立心が、その後の地域社会での活動を支えたのでしょうか。



信濃神社、明治39年当時の拝殿

信濃神社御鎮座百年記念碑 碑文から

明治三十年、長野県諏訪大社より出身者河西由造等先人によって、開拓・守神の心の拠所として、厚別の地に奉遷されてよりこのかた、御鎮座百年を迎えた。一世紀に亘り、祭祀の厳修、神社の護持に、神明奉仕の至誠を奉げて来た、先達の万古不易として、ゆるぎない精神・伝統の継承を担うべく、この佳節にあたり、有志・氏子一同参集所建設と併せ、記念の碑を建立する。

平成十年九月吉日



雪印バター誕生の記念館

厚別南地域の地域産業の第一歩、 現在につながるもの作り魂。 「旧出納邸・雪印バター誕生の地」

上野幌、下野幌、小野幌、北広島市の西の里、江別市の野幌は、かつて「野津幌（のつほろ）」と呼ばれていました。語源は、アイヌ語の「ヌブ・オル・オ・ペッ（野の中の川）」に由来しているといわれています。「野津幌」が「野幌（のっぽろ）」と呼ばれたのは、この地域の一部が昭和25年7月に札幌市と合併してからです。野津幌川の上手を「上野幌」と命名したといわれています。

この地が一大酪農地帯となったのは、大正13年に宇都宮仙太郎が娘婿の出納陽一とともに宇納牧場を開いたことがきっかけでした。冷害や凶作に悩まされていた当時、農業安定のためにはデンマークやアメリカの酪農を模範とした有畜農業が有効と考られていました。野津幌一帯は若き酪農家の研究の実験地であり、北海道で酪農経営を目指す者たちの研修の場ともなっていました。

現在の上野幌1条5丁目、雪印種苗株式会社の敷地内には、「旧出納邸」や「雪印バター誕生の記念館」の貴重な文化財が今も当時の姿を物語っています。

「旧出納邸」は、この地で牧場を経営していた出納陽一氏の邸宅として、大正十四年に建てられました。同氏が酪農経営を学ぶためにデンマークに留学していたとき目にした富豪の家がモデルといわれています。

「雪印バター誕生の記念館」は、雪印乳業の前身「北海道製酪販売組合」が、大正十四年にここにあった宇納農場の製酪所を借り受けて民間初のバター製造を開始したことを記念して設けたものです。

引用・抜粋／厚別区役所ホームページ「あつべつ今昔ものがたり」より



表紙の声

札幌市青少年科学館は、1981年10月4日に厚別区に札幌市が設置した科学館。2013年5月7日から耐震改修工事のため休館となり、2014年4月29日に新装開業しました。
設置目的／科学および科学技術の知識の普及・啓発を通して、創造性豊かな青少年を育成するために設置されました。
特徴／北国の科学館／世界初の人工降雪装置の導入をはじめ、低温展示室等、積雪寒冷地の科学館としての特徴を打ち出しています。
展示方法／科学事象の発見や、理解と想像力を育むための参加体験を重視。さらに、実験や体験学習などにより、来館者が自ら積極的に活動できる場を提供しています。

もくじ

地域の始まり物語 厚別編	1
表紙の声／コラム	2
平成29年度税制改正に関する提言	3～6
税務署からのお知らせ 平成28年度年末調整	7～8
労働者派遣法の改正について	9～10
札幌東法人会活動報告	11～14

巧妙なウイルスメールの被害が激増中です。危機管理は万全ですか？

最近、宅配業者を偽装した「配達のご案内」や「代引きのお荷物が届いています」など、もっともらしいタイトルの悪質な迷惑メールが無数にばらまかれています。さらに弁護士や司法書士を騙ったものなど、うっかり開いてしまいそうなタイトルが特徴です。メールを開く時は注意深く、覚えの無いメールは即座に捨て、添付ファイルは絶対に開かないように。

そうした迷惑メールに仕組まれたウイルスの高脅威の一つ、「ランサムウェア」の被害に苦しむ企業が増えているようです。その脅威とは？ 感染したパソコンを使用不能にし、中のデータ全て暗号化して閲覧不能にします。その後、パソコンのデータをリモートで元に戻すことと引き換えに「法外な身代金」を要求されるというものです。ネット上にも新型「不

正プログラム」が溢れています。感染すると、パソコンの操作情報、名簿、個人情報、銀行口座のID、パスワードの抜き取り、アカウントの不正利用等であなたが犯罪者にされてしまうことも。ブラウザのセキュリティ設定をしっかり確認し、ウイルス対策ソフトを最新版に更新して、パソコンやスマホなどにふれる職場の全ての関係者と、危機管理を徹底しましょう。

健全な経営
正しい納税
社会に貢献

公益社団法人
札幌東法人会

札幌東法人会の公益事業

- ・税知識の普及・納税意識の高揚・税の提言に関する事業
- ・地域企業の健全な発展に資する事業
- ・地域社会への貢献を目的とする事業

平成29年度税制改正に関する提言

平成29年度 税制改正スローガン

- ・経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- ・適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- ・中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
- ・中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

平成29年度税制改正に関する提言 (要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

○国民の将来不安を增幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出・歳入両面からの強力な改革が求められる。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その

他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然增收を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する 基本的考え方

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制とともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済ストライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。な

お、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何よりも必要である。

(1) 国・地方における議員定数の大膽な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きい以上、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる

対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。また、国民の利便性を高めるためには、e-Tax やeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均

は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する

税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行：資本金1億円以下）を見直すことが検討されてい

るが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実。

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を、100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実。

(4) 取引相場のない株式の評価の見直し。円滑な事業承継に資する観点

から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

III. 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政

改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直しが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

○東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じようとする。

○本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

○今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V. その他

1. 納税環境の整備

○行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

○税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

(1) 役員給与は原則損金算入とすべき。
(2) 同族会社も利益運動給与の損金算入を認めるべき。

2. 公益法人課税

政府は、公益法人課税のあり方につい

て検討を行うこととしているが、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復。
(2) 各種控除制度の見直し
(3) 個人住民税の均等割

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

2. 贈与税

- 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
(2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
(2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
(3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきで

ある。

(4) 國土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮とともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

2. 電子申告

国税電子申告(e-Tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上を図るために、地方税の電子申告(eLTAX)との統一的な運用を検討すべきである。

年末調整では、いろいろな控除が受けられます。

1. 配偶者控除と扶養者控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」が必要です。

- ・配偶者控除や扶養者控除の対象となるのは、給与の支払いを受ける人（所得者本人）と生計を一にする配偶者や年齢16歳以上の親族（いわゆる里子や養護老人も含まれます。）のうち、合計所得金額が38万円以下の人です。
 - ・給与所得だけの人は、その年中の給与の収入金額が103万円以下であれば合計金額は38万円以下となります。
- (注)上記の合計所得金額には、遺族年金などの非課税所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した利子等又は配当等は含まれません。

2. 障害者等の控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」が必要です。

- (注)①扶養親族とは、給与の支払いを受ける人（所得者本人）と生計を一にする配偶者や年齢16歳以上の親族（いわゆる里子や養護老人も含まれます。）で、合計所得金額が38万円以下の人がいます。

②勤労学生控除は、勤労による所得を有する一定の要件を満たす学生又は生徒で、その合計所得金額が65万円以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に適用されます。例えば、アルバイトにより給与収入がある学生の場

合、そのアルバイト以外に収入がなく、年間のアルバイトの収入金額が130万円以下であれば、この控除を受けることができます。

3. 配偶者特別控除

この控除を受けるためには「配偶者特別控除申告書」の提出が必要です。給与の支払いを受ける人（所得者本人）の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満（所得が給与所得だけの場合には、給与の収入金額が103万円超141万円未満）の場合には、その金額に応じて最高38万円が控除されます。

(注)年末調整において、国外に居住する配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける場合には、給与の支払者

に、その配偶者に係る親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示する必要があります。

税に関する情報を次のホームページに掲載しています。

国税庁ホームページアドレス
www.nta.go.jp

年末調整事務は本書で万全! 平成28年版「年末調整のしかた」



年末調整の質問213に答える
特別付録

「年末調整のしかた」田中健二 編
発行所 国税税務研究会
B5版 460頁 定価2,000円(税込)

【平成28年 年末調整説明会日程表】

開催日時		主催者	説明会場
11月17日(木)	10:00~12:00	札幌東法人会	北海道経済センター 8階 Aホール 札幌市中央区北1条西2丁目
	14:00~16:00		
11月21日(月)	14:00~16:00	札幌東法人会 江別支部 江別青色申告会	江別市民会館3階 37号室 江別市高砂町6
11月25日(金)	14:00~16:00	札幌東税務署 江別市	江別市民会館小ホール 江別市高砂町6
11月28日(月)	14:00~16:00	札幌五税務署 札幌市	
11月29日(火)	10:00~12:00		わくわくホリデーホール (札幌市民ホール) 札幌市中央区北1条西1丁目
	14:00~16:00		
11月30日(水)	10:00~12:00		
	14:00~16:00		

印紙税に関する過誤納金の還付等

印紙税に係る 過誤納金の還付等

印紙税を納付する必要がない文書に誤って印紙を貼り付けて印紙税を納付したときや、課税文書に所定の印紙税額を超える印紙を貼り付けて印紙税を納付した場合、そのほか、税印押なつ又は印紙税納付計器の使用により納付した印紙税の還付や充当を受

けようとする場合は、文書の種類、納付税額、過誤納税額などの所要事項を記載した「印紙税過誤納確認(充当)申請書」(3部複写)と過誤納となっている文書を、過誤納となっている文書を作成した日から5年以内にその印紙税の納税地の所轄税務署長に提出し、印紙税の過誤納の事実の確認手続きを経て、還付(充当)を受けることになります。(法14、令14、基通115~119)。

なお、印紙は、登録免許税の納税や国に対する各種の手数料等の納付にも用いられますが、例えば、登録免許税を納付する際、所定の税額を超える印紙を貼り付けてしまったような場合などには、登録免許税法の規定により還付などを受けることになります。

【参考】郵便局における

収入印紙の交換制度

金額の異なる印紙を誤って購入してしまった場合には、郵便局において他の印紙に交換する制度が設けられています。

郵便局の窓口において、交換する印紙と交換手数料（交換する印紙1枚当たり5円の手数料）を提出して他の印紙と交換する手続きが必要です（印紙を持ってする歳入金納付に関する法律3⑥、収入印紙及び自動車重量税印紙の壱りさばきに関する省令8・9）。

※印紙を現金に交換することはできません。

※文書等に張り付けた印紙の交換を郵便局に請求するため、その印紙の貼り付けが印紙税の納付のためにされたものでないことの確認を受けようとする場合には「印紙税法第14条不適用確認請求書」と確認を受けようとする文書を、最寄りの税務署に提出し、税務署長の確認を受けることになります。

なお、白紙、封筒又は行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等に印紙を貼り付けたもので、客観的に見て課税文書でないことが明らかな場合には、この税務所長の確認を受けることなく、郵便局で交換することが出来ます。詳しくは、最寄の郵便局にお尋ねください。

**印紙税過誤納 確認申請書
充当請求書**

G L 2 0 1 6

整理番号	
------	--

提出用

平成 年 月 日	申請者所	(〒 -)	電話 ()	局番	
税務署長 様 ・氏名又は名称 及び代表者名 請求者		(フリガナ) _____			
取受印 個人番号又は 法人番号		個人番号記載欄に記入して、支度金を領し、ここに記載して下さい。 (フリガナ) _____ 同上代理人			
<input type="checkbox"/> 下記のとおり印紙税法施行令第14条第1項の規定により過誤納の確認を申請します。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり印紙税法施行令第14条第4項の規定により過誤納の確認と充当を請求します。					
区分 (注1)	物 件 名	名 称		納付税額 (注2)	過誤納と なった理由 (その他の裏面参照)
		号 别	納付年月日		
①	_____	_____	_____	_____	<input type="checkbox"/> 書納付税額超過の他
②	_____	_____	_____	_____	<input type="checkbox"/> 書納付税額超過の他
③	_____	_____	_____	_____	<input type="checkbox"/> 書納付税額超過の他
④	_____	_____	_____	_____	<input type="checkbox"/> 書納付税額超過の他
合 計 (数量及び過誤納税額)		_____	_____	_____	左記充当請求金額は、平成 年 月 日付の印紙税納付計算器使用請求書に記載した印紙税相当額に充當して下さい。
充 当 請 求 金 額		_____	_____	_____	_____
還 付 金 額		_____	_____	_____	_____

証拠書類	参考事項	付 け よ う と す る 金 融 機 関
<input type="checkbox"/> 上記の過誤納の事実のとおり平成 年 月 日確認し(充当請求金額については同日請求のとおり充當し)ました。 なお、還付金額は、他に未納の国税等がない場合に右記お申し出の方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。		<input type="checkbox"/> 銀行の預金口座に振込みを希望する場合 <input type="checkbox"/> 本店・支店・支店・支店 <input type="checkbox"/> お預り金額の現金化を希望する場合 <input type="checkbox"/> 本店・支店・支店・支店 <input type="checkbox"/> お預り金額の現金化を希望する場合 <input type="checkbox"/> 本店・支店・支店・支店 <input type="checkbox"/> お預り金額の現金化を希望する場合 <input type="checkbox"/> 本店・支店・支店・支店
第 <input style="width: 10px; height: 15px; border: 1px solid black;" type="text"/> 号		預 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関
平成 <input style="width: 10px; height: 15px; border: 1px solid black;" type="text"/> 年 <input style="width: 10px; height: 15px; border: 1px solid black;" type="text"/> 月 <input style="width: 10px; height: 15px; border: 1px solid black;" type="text"/> 日		預 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関

[注意]

- 「区分」欄には、印紙を貼り付けた文書、税印を押印した文書又は印紙税納付計算器により印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押した文書に係る印紙税の過誤納については「1」、印紙税納付印押なし請求又は印紙税納付計算器使用請求に際して納付した印紙税の過誤納については「2」と記載してください。
- 「新付税額」欄には、区分欄に「2」と記載した場合にのみ記載してください。
- 「※」欄及び「税務署整理欄」は、記載しないでください。

税 務 署 整 理 欄	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">請求年月日</td> <td style="width: 10%;">(平成 年 月 日)</td> <td style="width: 10%;">順序番号</td> </tr> <tr> <td>提出印</td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>捺印</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 申告確認 <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 連絡先登録 <input type="checkbox"/> 本人登録 <input type="checkbox"/> 本人登録 <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 通知カード(連絡先登録) <input type="checkbox"/> 未添付 </td> </tr> </table>	請求年月日	(平成 年 月 日)	順序番号	提出印	平成 年 月 日		捺印			<input type="checkbox"/> 申告確認 <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 連絡先登録 <input type="checkbox"/> 本人登録 <input type="checkbox"/> 本人登録 <input type="checkbox"/> その他()			<input type="checkbox"/> 通知カード(連絡先登録) <input type="checkbox"/> 未添付		
請求年月日	(平成 年 月 日)	順序番号														
提出印	平成 年 月 日															
捺印																
<input type="checkbox"/> 申告確認 <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 連絡先登録 <input type="checkbox"/> 本人登録 <input type="checkbox"/> 本人登録 <input type="checkbox"/> その他()																
<input type="checkbox"/> 通知カード(連絡先登録) <input type="checkbox"/> 未添付																
CC 2-3721																

労働者派遣法の改正について

特定社会保険労務士・行政書士
園部 喜美春

改正労働者派遣法が平成27年9月30日施行され、派遣労働はあくまで臨時的・一時的なものであることを再確認し、常用代替を防止するものとして、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図ることとされました。今回は労働者派遣法の改正ポイントについて取り上げます。

(1) 派遣事業の区分の一本化(派遣元)

許可制となっていた一般労働者派遣事業と、届出制となっていた特定労働者派遣事業の区分が廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となりました(一定の経過措置や配慮措置あり)。これにより、すべての派遣会社が新しい許可基準を満たして、許可を受けることとなります。

(2) 派遣期間制限の見直し

(派遣先・派遣元)

改正前の期間制限、いわゆる26業務以外の業務に対する派遣期間の上限を原則1年(最長3年)であることが見直しされ、改正法施行日以降に締結・更新される労働者派遣契約は、26業務を含むすべての業務において、統一された期間制限となり、「a. 派遣先事業所単位の期間制限」と「b. 派遣労働者個人単位の期間制限」の、2種類の期間制限が適用となりました。

aは、同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間が原則として3年であり、bは、同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し、派遣できる期間について原則として3年、とするものです。尚、事業所単

位の期間制限による3年の派遣可能期間を延長する場合、派遣先は、その事業所の過半数労働組合等の意見を聞く必要があります。そのため、労働組合のない場合、労働者の過半数を代表する者の適切な民主的選任はもちろん、より一層、労使自治のあり方が問われることとなるでしょう。

ところで、組織単位とはいわゆる課やグループなどとされています。

(3) 派遣労働者の均衡待遇・キャリアアップ(派遣先・派遣元)

新たに以下のような措置が、派遣先・派遣元それぞれに課せられました。

① 雇用安定措置の実施(派遣元)

派遣元は、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みのある派遣労働者に対して、派遣終了後の雇用を継続する措置、いわゆる雇用安定措置を講じなければならないものとされ、1年以上3年未満の見込みの派遣労働者については努力義務とされました。尚雇用安定措置とは、「a. 派遣先への直接雇用の依頼」、「b. 新たな派遣先の提供(合理的なものに限る)」、「c. 派遣元での無期雇用(派遣労働者以外としての)」、「d. その他安定した雇用の継続を図る措置」です。さらにa～dは、aを講じた場合で、直接雇用に至らなかった場合には、別途b～dの措置を講じる必要があるとされました。

② 雇入れ努力義務(派遣先)

派遣先の組織単位の同一の業務に、同一の派遣労働者を継続して1年以上受け入れており、派遣終了後、同じ業務に従事させるため新たに労働者を

雇い入れようとする際、派遣元事業主から、その派遣労働者を直接雇用するよう依頼があり、派遣終了後に、引き続き同一の業務に従事させるために労働者を雇用しようとする場合には、その派遣労働者を雇い入れるよう努めなければならぬものとされました。

③ 正社員募集情報の提供義務

(派遣先)

派遣先の事業所で、正社員の募集を行う際、一定の場合には、受け入れている派遣労働者に対しても、その募集情報を周知しなければならないこととされました。

④ 労働者募集情報の提供義務

(派遣先)

派遣先の事業所で、正社員以外の募集を行う際にも、一定の場合には、受け入れている派遣労働者に対しても、その募集情報を周知しなければならないこととされました。

⑤ キャリアアップ措置の実施

(派遣元)

派遣元は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るために、段階的かつ体系的な教育訓練や、希望者に対するキャリアコンサルティングを実施することとされました。尚、無期雇用派遣労働者に対しては、長期的なキャリア形成を視野に入れた教育訓練を、実施する必要があります。

⑥ キャリアアップ支援に必要な情報の提供(派遣先)

派遣先は、派遣元から求めがあったときは、派遣元によるキャリアアップ支援に資するよう、派遣労働者の職務遂行状況や、職務遂行能力の向上度合いなどの情報の提供をする、努力義務が課せられました。

⑦均衡待遇の推進(派遣元)

派遣元は、派遣労働者から求めがあった場合には、「a.賃金の決定」、「b.教育訓練の実施」、「c.福利厚生の実施」といった点について、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者との、待遇の均衡を図るために考慮した内容を、説明することとされました。

⑧派遣労働者と派遣先従業員との均衡待遇の推進(派遣先)

派遣先は、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者の待遇の均衡を図るため、「a. 派遣元事業主に対し、派遣先の労働者に関する賃金水準の情報提供等を行う」、「b. 派遣先の労働者に業務に密接に関連した教育訓練を実施する場合に、派遣労働者にも実施する」、「c. 派遣労働者に対し、派遣先の労働者が利用する一定の福利厚生施設の利用の機会を与える」といった点について、配慮義務

が課せられました。

⑨派遣元・派遣先管理台帳への記載事項の追加(派遣先・派遣元)

派遣元に作成が義務付けられている派遣元管理台帳、派遣先に作成が義務付けられている派遣先管理台帳について、記載しなければならない事項として、「a. 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別」、「b. 60歳以上であるか否かの別」、「c. 派遣就業した組織単位」、「その他、派遣先・派遣元それぞれ定められた事項」といった項目が追加されました。

(4)労働契約申込みみなし制度

(派遣先・派遣元)

平成24年改正により平成27年10月1日施行とされていたもので、派遣先がいわゆる違法派遣を受け入れた場合

その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする、労働契約の申込みをしたものとみなす制度です。尚その違法派遣が、派遣先において、善意無過失である場合は除かれます。またここでいう違法派遣とは、「a. 労働者派遣の禁止業務に従事させた場合」、「b. 無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合」、「c. 派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合」、「d. いわゆる偽装請負の場合」をいいます。

こうした制度であるため、派遣可能期間の管理が重要であることはもちろん、適法な派遣会社であるかの確認や、請負を行っている場合にはその適法性のチェック、などが欠かせないものとなってくるでしょう。

特定社会保険労務士・行政書士 園部 喜美春

会計事務所退職後、平成8年に開業。顧問先の指導とともに、研修会の講師としても熱心な指導で活躍中。現在、保険業界新聞「保険情報」の社会保障なんでも相談コーナーや、日本労務研究会発行「人事労務実務のQ & A」の人事労務の基礎ワードコーナーを担当、連載中。



日本政策金融公庫

日本政策金融公庫 国民生活事業は、
地域活性化や成長分野に取組む皆さまを応援しています。
ご相談やお問い合わせなど、お気軽にご連絡ください。

くわしくは、同封の折込チラシをご覧ください。

冬のボーナス用資金、年末用の販売促進費用、買掛金決済資金、季節イベント経費などの年末資金のご相談を受付中です。

札幌東法人会活動報告

セミナー／説明会／研修会の開催予定

■平成28年度 札幌東法人会 主催 税務研修会 開催予定

分野	開催日	研修内容	講師	開催時間	会場
無料	11月17日 木曜日	年末調整説明会 午前・午後 2回開催	札幌東税務署担当官 札幌市役所担当官	10:00～12:00 14:00～16:00	北海道経済センター 8階 Aホール
無料	2月9日 木曜日	法人税決算説明会	札幌東税務署担当官	13:30～16:30	北海道経済センター 8階 Bホール／3号
無料	3月23日 木曜日	新設法人税務研修会	札幌東税務署担当官	13:30～16:30	北海道経済センター 8階 第2会議室

■平成28年度 札幌5法人会 主催 セミナー 開催予定 受講料：会員3,000円／非会員5,000円

分野	開催日	研修内容	講師	開催時間	会場
税務対策	1月24日 火曜日	専門家しか知らない 税務処理と調査事例	税理士法人日本会計グループ 松倉一久氏	13:30～15:30	北海道経済センター 8階 Bホール
労務保険実務	2月21日 火曜日	社会保険と労働保険の 実務とポイント	(株)フューチャータクティクス 園部美喜春氏	10:00～16:00	北海道経済センター 8階 Bホール
社員教育	3月16日 木曜日	ビジネスマナーの基本と 顧客を夢中にさせる接客術	グレイスマナーズインターナショナル 佐藤あけみ氏	10:00～16:00	北海道経済センター 8階 Bホール

会員の皆様には、無料受講券をお送りしておりますが、追加が必要な方は札幌東法人会事務局までご連絡ください。

セミナー報告

6月20日 メンタルヘルス対策セミナー

平山貴之氏／ティーベック(株)



労働事故が災害型から疾病型へと変化。近年メンタルヘルス対策がリスク管理の大きなウエイトを占めるようになったことを踏まえ、企業に求められる配慮義務や労災補償、損害賠償との関連を解説。

7月21日 「A4」1枚のアンケートで利益を5倍にする方法

講師 岡本達彦氏／
(株)アカウントプランニング



FAXやDMを少し変えただけで、4億円の売上を作るなど、高確率で業績が上がるなど、100億円を超える販促展開を見てきて解った独特の成功ノウハウを惜しげもなく提供いただいた。

8月23日 「トヨタ流カイゼン」で、まだまだ会社は強くなる

講師 原マサヒコ氏／
(株)プラスドライブ



24歳でトヨタ技能オリンピックで優勝した元メカニックの講師が「トヨタ流カイゼン」は、製造業に限らずどんな仕事の現場でも生かすことができるということを体験を踏まえて解説。

9月13日 軽減税率導入にも負けない！ “簡単にわかる決算書の見方”

講師 横山悟一氏／
財務リスク研究所(株)



資金繰り強化のヒントは貸借対照表にありということをベースに、軽減税率の制度とポイントや決算書の見方を分かりやすく具体的な事例を示しながら丁寧に解説していただきました。

9月14日 熊本地震から学ぶ中小企業のための企業防衛セミナー

講師 高橋勝氏／
A I U損害保険(株)



いざと言う時に、会社が何をすればいいのかを考え、その備えを計画し、いつでも実践することが出来るようになりますので、会社・従業員・家族や財産を守る方法を分かり易く解説いただいた。

9月26日 法人の資金繰り改革

講師 清水篤氏／
(株)エフアンドエム

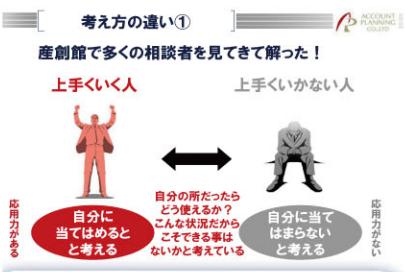


助成金の活用、60歳以上の従業員の生かし方、利益が出ているがお金が残らない状態への改善策など、累計25,000社の中企業へのコンサルティングで培ったノウハウを提供いただいた。

「A4」1枚のアンケートで利益を5倍にする方法

講師：岡本 達彦氏

講師からいただいた名刺にびっくり。
(右:写真) さすが、アマゾンで一番
売れている広告作成本の著者だと感
心。蛇腹折の名刺を展開すると、「岡



本達彦仕様書」と題して、「販売促進のノウハウが無料!」「他の販促コンサルタントとどこが違うのか?」「どんな販促ツール(広告)のアドバイスができるのか?」「販促コンサルタントに頼むメリットとは?」などなど、この名刺で十分すぎる販売促進がで

きる仕組みになっていることに感心しきり。

さらに、全国の商工会議所をはじめとする販促セミナーと講演実績が数百件記載され、加えて経歴、マスコミ取材実績、そして「コンサルティングのご依頼について」と、A4チラシ以上の効果があると思われる名刺です。岡本先生について関心のある方は、事務局までお問い合わせください。

著書：「A4」1枚のアンケートで利益を5倍にする方法」「売れない」が「売れる」にかかるたった1つの質問」「あらゆる販促を成功させる「A4」1枚アンケート実践バイブル」(全てダイヤモンド社)

社会貢献活動

第17回 少年選抜野球大会

7月2日(土) 江別はやぶさ運動公園 野球場

主催／公益社団法人札幌東法人会 後援／江別市少年軟式野球連盟 厚別区少年野球連盟 白石区少年軟式野球連盟

参加チーム

江別選抜チーム	江別中央タイガース
	大麻アトムズ
	あけぼのみどリファイターズ
	大麻バファロー
	元江別アニマルズ
	上江別ブルードリームズ
	大麻チャイルズ
	当別太美ウォーリーズ
	いづみ野ドリームズ
	当別ウイングス
厚別選抜チーム	野幌ファイターズ
	厚別アトムズ
	厚別桜台パワーズ
	小野幌ライオンズ
	もみじ台サンクロス
	上野幌サンダース
	厚別信濃スターズ
	もみじ台ベアーズ
	大谷地東ドリームズ
	上野幌ファイヤーズ
白石選抜チーム	新札幌スターズ
	青葉シャークス
	厚別ファイターズ
	北都タイガース
	MBロジャース
	白菊ファイターズ
	東川下ジャイアンツ
	アカシヤファイターズ
	白石Jrフェニックス
	本郷イーグルス



開会挨拶／札幌東法人会 副会長 林 重樹
始球式／
札幌東法人会 青年部会 副部会長 林 大輔

第1試合 江別選抜チーム 対 厚別選抜チーム
<試合結果>江別3-1厚別8 ⇒ 厚別勝利

第2試合 白石選抜チーム 対 江別選抜チーム
<試合結果>白石3-1江別5 ⇒ 江別勝利

第3試合 厚別選抜チーム 対 白石選抜チーム
<試合結果>4厚別-白石2 ⇒ 厚別勝利

1位 厚別選抜チーム 2勝0敗
2位 江別選抜チーム 1勝1敗
3位 白石選抜チーム 0勝2敗

最優秀選手賞 前川駆琉／厚別桜台パワーズ
優秀選手賞 秋山颯太／大麻チャイルズ
敢闘賞 小田龍翔／北都タイガース
ホームラン賞 高岡良保／アカシヤファイヤーズ
辻田旭輝／江別中央タイガース



▲青年部会員によるお楽しみ、税金○×クイズも行われ選手の皆さんと楽しく税について学びました。

◀選抜選手達と、実行委員の皆さんで想い出の一枚。

17回を迎えた少年選抜野球大会。少年軟式野球連盟の協力のもと、江別・厚別・白石から選抜チームを結成し対戦。総あたり戦で熱戦を繰り広げた結果と個人賞は左記の通り。地域の未来をになう、頼もしい子ども達のすがたが印象的でした。



毎年恒例の女性部会による、ランチタイム。今年も豚汁が大人気。食べ盛りの選手達も思いっきりエネルギーを補給していました。

会員親睦ゴルフ大会 7月4日(月) OUT・INとも 9:00 スタート

会場：シャムロックカントリー倶楽部
競技方式／ 18ホールストローク
プレー、ダブルペリア方式

天気にも恵まれた当日は、腕に自信の会員も、趣味でゴルフの会員も、思いっきり真剣試合を通じて、楽しく親睦を深めました。結果は以下の通り。

優 勝／生駒 吉行
準優勝／鈴木 明広
3 位／名井 敏哉



ナイスショット！

優勝おめでとうございます。

白石区複合庁舎 2016年11月7日(月)オープン

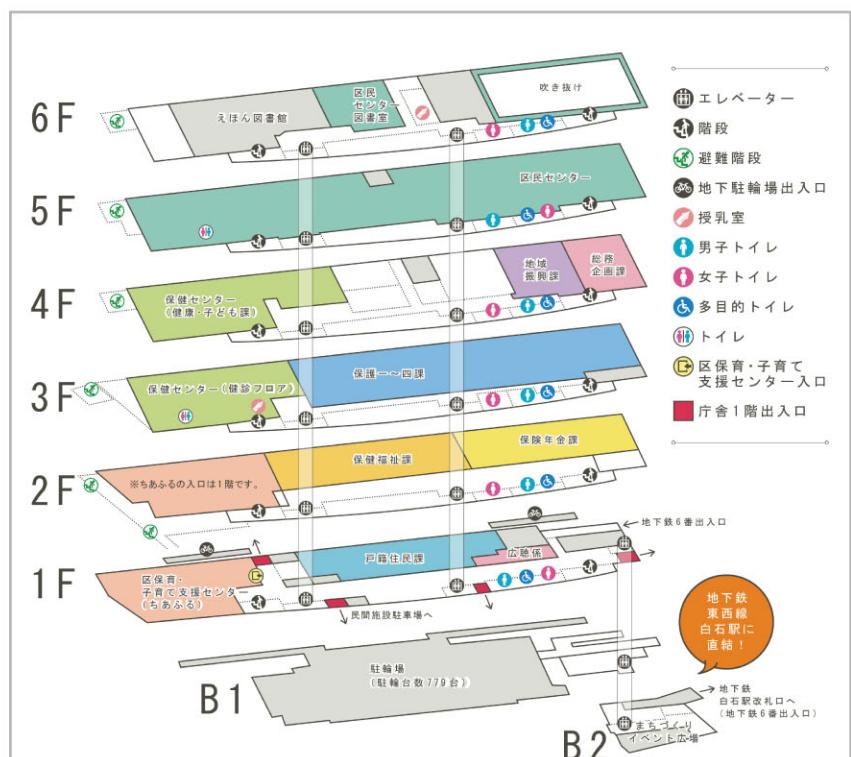
まちづくりイベント広場も備えて市民交流の場としての機能にも注目。

新築オープンとなった白石区複合庁舎。屋上にはソーラーパネルが設置され、各フロアには白石区役所・白石保健センター・白石区民センター・白石区保育子育て支援センター・絵本図書館・白石郷土館など多様な施設が集まった複合庁舎となっています。地下鉄東西線「白石駅」直結の好立地に地域の行政サービスの窓口が勢揃い。利便性が高まるだけではなく、無料貸出しホール「まちづくりイベント広場」も備え、文化芸術、展示の他、ミニコンサートや、様々なイベントに活用される予定で、地域のふれあいの場として様々な活用が期待されます。

ベビーカーや車いすでの来庁も快適になるように、バリアフリー対策も考えられています。

子育て家族をはじめとする地域の未来を支える住民にとって、また転入してくる新しい住民にとってもより親しみやすい庁舎として、注目されています。

003-8612 札幌市白石区
南郷通1丁目南8-1
TEL 011-861-2400(代表)
地下鉄「白石駅」
6番出口直結



白石区複合庁舎フロアマップ「白石区複合庁舎案内パンフレット」より

社会貢献活動報告

第27回 厚別区民祭りに出店

7月29日(金) 30日(土)

- チャリティコロッケの販売
- 子どもたちへの税金クイズ

会場：ふれあい広場あつべつ・
科学館公園

例年大人気のチャリティコロッケの販売で参加しました。女性部の中村部会長をはじめ、皆さんの奮闘の結果 2000個近くのコロッケを揚げていただき、売れ行きも好調で今年の売上は、191,300円となりました。皆さん、大変おつかれさまでした。

売り上げ金は、新設された白石郷土館へ、来客用デスクトップパソコンを購入して寄贈させていただきました。子どもたちへの税金クイズも、にぎやかに楽しみながら興味を持っていただきました。



白石区ふるさとまつりに出店

7月16日(土) 17日(日)

- 子どもたちに税金クイズを実施

会場：白石区役所駐車場・
白石区民センター

毎年にぎわいをみせる白石ふるさとまつり会場にて、今年も子ども達を対象に「税金クイズ」を実施。青年部会、女性部会が連携して行ったクイズに参加してくれる子ども達の笑顔が印象的でした。日頃耳にする税という言葉、私たちに大切な物だと知っていただきました。



平成28年度

☆ 税の絵はがきコンクール 入賞作品 ☆

北海道法人会連合会 女連協会長賞

札幌五法人会 連絡協議会 五連協会長賞



札幌市立川北小学校 6年生



札幌市立東白石小学校 6年



札幌市立東白石小学校 6年生



優秀作品の作品展・表彰式が平成28年10月9日(日)に、札幌駅前地下歩行空間北大通交差点広場にて行われました。



札幌市立小野幌小学校 6年生



札幌市立本通小学校 6年生

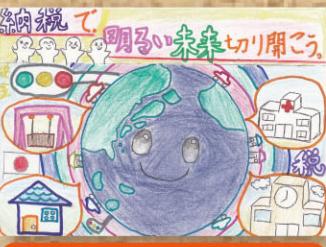


札幌市立本通小学校 6年生



札幌市立川北小学校 6年生

優秀賞



江別市立中央小学校 5年生



江別市立中央小学校 5年生



札幌市立東白石小学校 5年生



札幌市立東白石小学校 6年生